

公益財団法人東京YWCA

2026年度 事業計画

2026年4月1日から 2027年3月31日まで

公益財団法人東京YWCAは、連携する日本YWCA第 34 総会期のビジョン・ミッション・バリューを同じく掲げ、4年間(2025～2028 年度)の目標と 2026 年度のアクションプランを前年度から継続してつぎのように確認しました。各事業は、これを見据えて、2026 年度の方針と計画を立て、達成に向けて事業を行います。

東京YWCA 2026 年度の目標とアクションプラン

4 年間の目標

平和を実現する仲間を増やす

2026 年度アクションプラン

平和を実現する仲間のひとりとして学び、参加し、つながろう

日本YWCA第 34 総会期

主題聖句・ビジョン・ミッション・バリュー

主題聖句

平和を実現する人々は幸いである

—マタイによる福音書 5 章 9 節

ビジョン

女性がリーダーシップを発揮し、人権・平和・環境を大切にする社会

ミッション

若い女性をエンパワーし、共に社会変革を進めます。

バリュー

1. キリスト教基盤

すべての人は神の前に等しい価値をもつと信じ、常に弱い立場に置かれた者の側に立たれたイエス・キリストの生き方に倣（なら）って行動します。

2. 平和・環境

アジア・太平洋戦争の反省から生まれた平和憲法を生かします。すべての「核」を否定し、軍事基地を含む暴力のない公正で持続可能な社会をめざします。

3. 人権

人種・国籍・宗教・性・出自・年齢などの多様性を互いに尊重し、ジェンダー平等のもとで誰もが自分らしく生きることができる社会をつくります。

4. セーフスペース

会員（ボランティア）が主体的にプログラムを推進し、すべての活動を、多世代協働によって民主的に運営します。常に誰にとっても安全安心な空間をつくり、誰もがエンパワーされる場とします。

I 公益目的事業

1. 平和と人権事業（公 1）

【事業内容】平和、非暴力、非核、非戦を訴え、人権が尊重され、すべての人が共に生きる世界の実現を目指し、社会で不当な圧力を受けやすい人々を支援する事業

【2026 年度方針】人権が尊重されにくい人々に対して、必要な支援を行うと共に、社会に向けた啓発活動を実施する。

【2026 年度計画】

1. 日本で学ぶ外国人留学生支援事業は、留学生を取り巻く社会環境の改善に取り組み、外国人留学生への日本の家庭交流及び支援事業を次のように行う。

1) 家庭交流

- ①日本で学ぶ外国人留学生と日本の家庭の「組み合わせ」
- ②「組み合わせ留学生」と日本の家庭の交流を深めるプログラム
 - ・組み合わせ留学生と日本の家庭が初めて会う対面の会
 - ・日本での学業を無事修了した組み合わせ留学生の卒業をお祝いする会の開催
 - ・地域ごとの交流会

2) 日本で学ぶ外国人留学生支援

- ・日本の家庭を経験するホームビジットの実施
- ・留学生談話室の開室、日本の文化を伝えるプログラム、個別日本語支援
- ・日本語発表会
- ・相談事業
- ・資金貸与、供与、機関保証

3) ボランティア研修及び広報

- ・日本の家庭を対象とした研修（母の会等）
- ・その他日本語支援等ボランティアに必要とする研修
- ・支援者への事業報告としての『あゆみ』の発行と配布
- ・ホームページの随時更新
- ・ボランティア募集

2. 留学生助成事業は、外国人留学生を対象に勉学に意欲的かつ経済的に困難な学生に対して留学の目的が達成できるよう、奨学金を支給する。

1) 奨学金の支給

2) 奨学生報告会の実施

3. 中国帰国者日本語支援事業は、8月を除く毎月 1 回日本語サロンを開催し、中国帰国者の日本語支援を講師とボランティアによって実施する。日本語サロンの参加者が減少している状況のため、年 3 回会報「たより」を発行し、日本語サロンの様子を伝える紙面を作成し、帰国者、

講師、ボランティアへ送付する。

4. 平和をつくるキャンペーン事業は、つぎの事業を実施する。

1) 平和、非暴力、非核、非戦の重要性を社会に啓発する事業

①平和・人権をテーマとしたイベント及びキャンペーンをつぎのように実施する。

- ・非戦、非核、非暴力をともに考える憲法カフェ、講演会
- ・沖縄戦を憶え、武力で平和は実現できないことを学ぶ講演会などの開催
- ・武蔵野市の市民団体と共に実施する平和に関するイベントへの参加と協力
- ・キリスト教を基盤とした平和を実現させるための **Christmas for Peace** と東京 **YWCA** の各拠点におけるクリスマス会の実施

②包括的性教育に関するワークショップなどの実施は、**Rise Up!** チームが主体となり、地域 **YWCA** と連携し進める。

③「女性の人権」に関する取り組みは、女性の人権勉強会企画会が担当し講演会など開催する。

④平和を実現するため、日本の過去の戦争加害を再認識し、人権について学ぶ機会を持つ。

⑤日本 **YWCA** の **LA** (ローカルアクション) を **2026** 年度・**2027** 年度にわたり実施する。名古屋 **YWCA** と協働し、「戦争体験の継承を考える」プロジェクトを組織して実施する。

2) 紛争・災害時緊急支援事業

①紛争対応

・**2022** 年 **2** 月 **24** 日のロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し、ウクライナの子どもたちを忘れない取り組みとして、ウクライナの子どもたちの絵画展を地域 **YWCA** 等と協力して実施する。

・ロシアによるドローン攻撃で日々恐怖の中で生活し日常を奪われているウクライナの女性と青少年を精神的に支えるため、日本の学生とのオンライン交流会を企画する。

・ポーランドのウクライナ避難母子を支援するサンスター日本語学校との共同事業については、可能性を引き続き検討する。

・紛争地に係る緊急プログラムを必要に応じて実施する。

②災害対応

・東日本大震災を憶え、風化を防ぐプログラムを実施する。

・東日本大震災で東京近郊に避難している人に対し、他団体と協力して支援を実施する。

・大規模災害時に東京 **YWCA** が開設する一時避難所の受け入れ訓練を行う。

③平時

・加盟団体との協力及びネットワークの構築を図る。

3) 女性のリーダーシップ事業

YWCA の目指す世界の実現のために、女性による社会変革を推進するリーダーシップを養成し社会的な課題の解決を目指す新たな活動を支援するため、つぎの事業を実施する。

①女性の人権の基本的なガイダンスとワークショップの実施

②フォローアップのための集まりを開催

③勉強会

④アドボカシー活動

⑤成果の公表

5. 平和と人権に関する人材育成事業は、DV の被害を受けている人や受けた人を直接支援する人・団体・機関等に対し、次のような事業を実施する。

1) 支援者トレーニング

- ・支援者個人を対象としたトレーニング研修とフォローアップ研修
- ・支援する施設を対象としたトレーニング研修とフォローアップ研修

2) 支援者トレーニングのトレーナーの育成

3) 各支援現場の課題やニーズを把握し、目的に合わせた研修を行う出張研修

4) 支援者が集い情報交換やエンパワメントされる場としての支援者サロン

DV と HIV/AIDS の問題に取り組む若い女性を育成するためのインターンシップを実施するとともに、経済的困難や障がいにより暴力の被害に晒されやすい青少年を対象にした予防教育について、2027 年度からの実施に向けて準備を進める。

6. NPO/NGO 団体への語学支援は、この法人の目的と共通する目的を持つ NPO、NGO を対象に通訳、翻訳による語学支援を行う。また、語学ボランティア養成のための翻訳スキルアップの公開講座を実施する。

2. 青少年育成事業（公2）

【事業内容】 子どもたちの固有の人格をかけがえのないものとして尊重し、他者と共に生きるグローバルな視点をもった人として全人格的に成長していくことを支援する事業

【2026 年度方針】 子どもたちが、リーダーシップとグループワークに支えられたプログラムを体験することで、新しい自分と出会い、多様な人々と共に生きる力を育てていくことを目指す。一人ひとりが自分らしさを表現できて安心して過ごせる場（セーフスペース）を作り、様々な場面で人と交流することで仲間意識を持ち、仲間に受け入れられる経験を経て、自己肯定感を高められるようなプログラムを展開する。

【2026 年度計画】

1. 教育キャンプは、子どもたちに安心して安全なキャンプを提供することを目標に、次の事業を実施する。

- ・小学生キャンプ（小学生男女対象）
- ・中高生キャンプ（中高生女子対象）
- ・ファミリーキャンプ
- ・子どもキャンプ（キャンプ場近隣在住の小学生対象）
- ・冬休みスキーキャンプ（小学生男女、中高生男女対象）
- ・春休みスキーキャンプ（小学生男女、中高生男女対象）

また、現在の子どもたちを取り巻く環境について常に情報を収集し、子どもたちの全人格的な

成長に役立つようなプログラムの研究開発を行い、内容の充実を図る。

2. 体験学習は、次の事業を実施する。

- ・子ども会：定期的な体験プログラムを子どもたちに提供して交流の場を作る。
- ・自然体験プログラム：関東近郊で体験できる今後の自然活動を検討する。
- ・青少年水泳：水の安全についての意識を高め、泳ぐ楽しさを伝えながら泳力を養い、心身の成長を支援する。

3. 学習支援は、日本語を母語としない親を持つ子どもたちへの日本語支援および学習支援として、次の事業を実施する。

- ・日本語を母語としない親を持つ 6 歳～18 歳の子どもたちへの日本語支援と学習支援
- ・日本語を母語としない親への日本語支援
- ・日本語を母語としない親が日本での生活や学校について気軽に話することができる集いの場「ペアレンツ・カフェ」の実施
- ・「外国にルーツのある子どものためのサマーキャンプ」の実施（東京 YMCA と協働）
- ・日本語支援および学習支援をサポートするボランティアの募集と育成
- ・近郊大学の授業での活動紹介と大学生の体験プログラム受け入れ
- ・20 歳代～30 歳代のユースボランティアによる「ユース会議」の実施
- ・地域の関係団体や諸機関と連携し、地域の支援体制を拡充

4. 青少年リーダー養成は、青少年活動に携わっている人、または青少年活動に興味がある人を対象に、理論と実践で構成した次の事業を実施する。

- ・ワークキャンプ（5月）
- ・リーダートレーニングキャンプ（7月）
- ・スキーリーダートレーニング（2月）
- ・ゆかりステイ（5月、8月、11月）
- ・アーチェリー実技講習
- ・ボート学科実技講習

また、実際に子どもたちのキャンプに参加しながらリーダーとしての役割を OJT（On the Job Training）で研修していく。

3. 女性の健康事業（公3）

【事業内容】 運動の機会を必要とするすべての女性の心身の健全育成を図ることを目的とする事業

【2026 年度方針】 健康の維持・向上を目指し、運動の継続的な実践及び生活習慣の改善に向けて事業を実施する。また、運動の機会を得にくい障がいのある女性や疾患後の女性に配慮した事業に取り組む。

【2026 年度計画】

1. 女性の健康づくりは、サポートコースメンバーが健康を維持増進できるよう運動プログラム

を提供し、運動カウンセリングや健康相談、健康セミナーを実施する。

2. 疾患後の女性の健康づくりは、つぎの事業を実施する。

- ・乳がん術後の女性の健康回復をサポートする水中運動クラスを実施する。
- ・整形外科的疾患をもつ女性が活動的な日常生活が送れるよう水中運動クラス「ディープウォーターウォーキング」を実施する。

3. 障がい児・者の健康づくりは、つぎの事業を実施する。

- ・肢体不自由のある女性と女兒が、水泳や水中運動を通して自信や喜びが得られるよう「あひるの会」を実施する。
- ・発達に遅れや偏りのある女兒が母親と触れ合いながら水泳の習得をめざす親子水泳「かめさんくらぶ」を実施する。
- ・身体に障がいのある女性がプールで運動できるよう個別指導する「アクアサポート」を実施する。

4. 社会福祉に資する事業（公4）

【事業内容】一人ひとりが尊重され、その人らしく生きることのできる社会の実現を目指し、高齢者、障がい児・者とその家族、子育て家庭等の福祉の増進に寄与する事業

【2026年度方針】地域・社会のニーズを的確にとらえ、高齢者、障がい児・者とその家族、子育て支援に取り組む。

【2026年度計画】

1. 療育事業は、東京都と板橋区から認可を受け、行政から補助金を受けて、障がいサービス事業をつぎのように行う。

- ・児童発達支援センター
 - ①児童発達支援事業（東京 YWCA キッズガーデン）
 - ②放課後等デイサービス（東京 YWCA キッズガーデンシマウマくらぶ）
 - ③障害児相談支援（計画相談・一般相談）

また、青年期に入り、成人となった障がいをもつ人に対し、おもに就労と自立の支援を、この法人と同じ理念を持った他の非営利団体・機関に協力して実施する。

2. 発達支援相談事業は、発達に遅れや偏りのある幼児期の子ども及び保護者に個別支援を提供し、幼稚園、保育園に対しても、必要に応じた支援を行うため、次の事業を実施する。

- ・子ども発達支援室

3. 発達支援体験事業は、発達に障がいもしくは課題を持つ幼児から高校生を対象に、独自の体験プログラムを通して、学校以外での支援の場を次のように提供する。

- ①国領センター：サッカークリニック（休止）
- ②板橋センター：にじいろ教室（ダンス、陶芸、料理、体操、アート）

4. 障がい児家族支援事業は、障がいのある兄弟姉妹をもつ児童（きょうだい児）と家族を支援

するため、つぎの事業を実施する。

- ・障がいのある子どものきょうだい児のための子ども会（きらりんこ）
 - ・障がいのある子どもときょうだい児の保護者のための情報交換の場（いどばた）
 - ・障がいのある子どもをもつ家族同士の交流の場（ふぁみりんこ）
 - ・屋外で行う障がいのある子どもをもつ家族同士の交流と体験の場（いっぽの会）
5. 障がい児・者介護事業は、東京都・板橋区の認可を受けた障がいサービス事業として、居宅介護、重度訪問介護、移動支援を実施する。担い手の増員を図り、地域の障がい児・者の自立支援と社会参加を進める。
 6. 高齢者介護事業は、東京都・板橋区の認可を受けた介護事業として、居宅介護支援（休止）及び訪問介護を実施する。更なる担い手を確保し、事業の継続を図る。
 7. 高齢者電話相談事業は、電話で悩みや相談を受け、相談者の話に耳を傾け、孤独になりがちな高齢者が人と人とのつながりを感じ、生きて行くことに前向きになれるよう、「シニアダイヤル」を平日午後・土曜日午後に実施する。さらなる相談員の育成に努めるため、研修を実施する。
 8. 介護予防体験事業は、自宅に引きこもりがちな高齢者に外出の機会を与え、地域社会の中で生き生きと生活できるよう、体験プログラムを実施する。
 9. 統合保育は、東京都の認可保育園として、東京都及び調布市の補助金を受けて、保育を必要とする児童を家庭の保護者にかわって保育する。また、子育て支援相談事業（たんぽぽ広場）を地域に向けて実施する。
 10. 読むことが困難な人々への支援事業は、発達障がいや知的障がい、視覚障がい等により通常の活字を読むことが困難な人々を支援するため、マルチメディアデイジーや音声デイジーの技術を用いたデジタル録音図書等を製作し提供する。文字を音声化する担い手の育成をするため、講習会を実施する。
 11. 学童保育事業は、調布市の委託を受けて調布市染地地区において、学童クラブ 4 か所と放課後子供教室事業 3 か所を実施する。
 12. 地域における居場所事業は、年齢、性別、国籍、障がいの有無を問わず、地域社会の中で孤立感や生きづらさを感じている人々を対象に、気軽に立ち寄り安心して過ごすことのできる居場所を提供し、共に生き生きとした地域社会をつくる活動を実施する。

5. 非営利機関・団体への施設貸与事業（公5）

【事業内容】 この法人の目的と共通性のある目的をもつ非営利の機関及び団体にこの法人が所有する施設を貸与する事業

【2026 年度方針】 地域社会及び広域社会のニーズを調査し、この法人の目的と共通性のある目的をもつ非営利機関及び団体を優先的に受け付け、施設を貸与する。

【2026 年度計画】 貸室が満室で推移するよう努める。また時間貸し会議室として空き部屋を提供

し、非営利団体の活動を支援する。

II 収益事業等

1. 不動産賃貸事業（収1）

【事業内容】この法人の所有する施設の一部を収益を目的に企業、団体、個人等に貸与する事業

【2026年度方針】この法人の所有する施設の一部を企業、団体、個人等に貸与し、収益を上げる。

【2026年度計画】テナントが満室の状態に推移するよう、必要な施設整備を実施し、適切な管理をおこなう。月極駐車場、時間貸し会議室の稼働率を上げるよう努める。

2. フィットネスクラブ事業（収2）

【事業内容】収益を目的とした女性専用フィットネスクラブの運営

【2026年度方針】メンバーおよびスクール受講生を増やして収入増を図る。

【2026年度計画】安全で快適に運動できるよう、ハード、ソフトの充実に努める。新規利用者を獲得して定着を図り、メンバー数を回復させる。

3. 語学事業及び教養講座事業（収3）

【事業内容】生涯教育の視点に立ち、人格と教養を深めるために、英語、スペイン語、韓国語等の語学講座や絵画、染物などの趣味の講座を収益目的に行う

【2026年度方針】収益事業としてふさわしい教養講座の実施。

【2026年度計画】他の収益事業の計画を確実に進めるため、当事業は1年間休止する。次年度の実施に向け準備する。

4. 自動販売機及び無人購買コーナーにおける販売事業（収4）

【事業内容】収益を目的に、この法人の所有する施設の空きスペースに設置した自動販売機及び無人販売コーナーで飲料や日用品を市場価格相当の対価を取って販売する。

【2026年度方針】収益を目的として自動販売機及び無人販売コーナーで飲料や日用品を販売する。

【2026年度計画】東京YWCA会館において来館者が必要とするものを販売し、利便性を上げる

とともに収益を得る。

5. 東京 YWCA 会員グループ活動事業（他1）

【事業内容】東京 YWCA 会員のみを対象に、会員グループ活動を通して平和な社会を実現する人を育てることを目的に相互扶助事業を行う。

【2026年度方針】東京 YWCA 会員のみを対象とするグループ活動として、年間を通じて会員が主体的に学び合い、リーダーシップを育む。グループ交流会等を通して、グループ間の横のつながりも持ちながら、平和を実現する仲間の輪を広げる。

【2026 年度計画】この事業を円滑に運営するために、運営委員会と各拠点の担当職員が連携して活動を支援する。

III 法人管理

【2026 年度方針】公益目的事業を継続しておこなっていくために、若い世代および中堅の会員、職員の養成を図る。経理的基礎と内部統制の徹底に努める。

【2026 年度計画】財政および施設維持の中長期計画を策定し、実行する。「新しい公益法人会計基準」への切り替えに向け準備を進める。職員の世代交代に向けた体制づくりに努める。